

(Miyajima Visitor Tax)
宮島訪問税について



ちょうどいい、みつけた。

廿日市市
はつかいちし



2023 (R5) 年10月1日から、 宮島訪問税の徴収がスタートします。

宮島に訪問する際に**100円**※
の税がかかります!



※ 宮島訪問税の税率 = 訪問 1 人 1 回あたり100円 (年払い500円も選択可能)

1. 宮島訪問税の納税義務者（税を支払う方）

船舶により宮島に訪問（入域）する方が税を納める対象となります。ただし、次の方は宮島訪問税を納める対象となりません。

宮島訪問税の課税対象外・課税免除となる方

課税対象外

- 宮島町の住民
- 宮島町にある事務所・事業所に通勤する者（48時間/月以上の雇用があること）
- 宮島町にある学校に通学する者

課税免除

- 未就学児
- 学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者

廿日市市が発行する証明書を船舶運航事業者に提示し、運賃のみを支払います。



証明書のイメージ

廿日市市が定める様式（HPからダウンロード）を使って学校長が証明を行い、船舶運航事業者に提出し、運賃のみを支払います。

それぞれの手帳を船舶運航事業者に提示し、運賃のみを支払います。

※ 旅客船の船員が宮島に入域する場合は宮島訪問税は課税されません。

2. 宮島訪問税の税率（税額）

納税義務者（税を支払う方）は、①か②のどちらかを選ぶことができます。

- ① 訪問者が宮島を訪問（入域）するごとに1人1回 100円
- ② 1年分を一時に納付する場合は、訪問者1人1年ごとに 500円（一年間はそれ以上の税の支払いは不要）

①の場合は、旅客船を利用して宮島を訪問する場合に、船舶運航事業者等が廿日市市に代わって宮島訪問税100円を徴収します。【特別徴収制度】
②の場合は、事前に廿日市市の窓口で手続きを行い、市に直接、納付することとなります。【申告納付制度】 その際に、証明書を交付しますので、船舶運航事業者に提示し運賃のみを支払うこととなります。

税の徴収方法（特別徴収制度）

旅客船（海上運送法に基づき許可を得て、又は届出をして旅客を運送する船舶）を利用して宮島を訪問する場合、旅客船を運航する船舶運航事業者が原則、乗船客から税を徴収し、後日、廿日市市に納付することとなります。【特別徴収制度】

※ 特別徴収制度は、宿泊税（ホテル・旅館が税を徴収）や入湯税（入浴施設が税を徴収）で採用されている徴収方法です。

■ 宮島を訪問先とする旅行者に対して、宮島訪問税が必要となる旨の周知をお願いします。

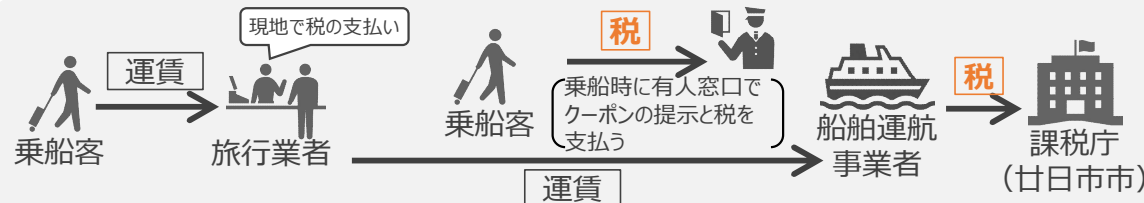
1. 主に定期航路を利用して宮島を訪問する場合

フェリー代を含まないパック旅行

個人旅行



フェリー代を含むパック旅行



フェリー代を含むパック旅行で添乗員が同行



2. 主に不定期航路として船舶を貸し切り、宮島を訪問する場合

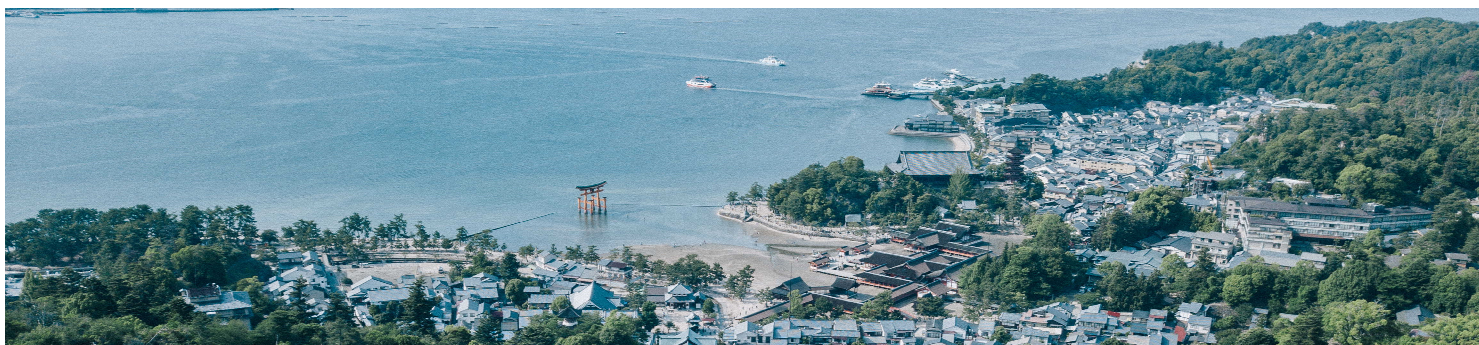
フェリー代を含むパック旅行で添乗員が同行



宮島訪問税を活用する主な取組（R5年度当初予算）

廿日市市には、先人によって守り受け継がれてきた宮島の自然や歴史的文化財、時間をかけて築き上げてきた文化や伝統、さらには人々の営みとともに形づくられてきた町並みや景観などの環境・資源を人類共通の財産として後世に引き継ぐ責務があります。

この普遍的な価値を次世代に継承していくため、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するため、宮島訪問税を創設し、宮島への訪問者の方々にもその一部をご負担頂くこととなりました。



1. 多様な受入環境の整備

- 観光案内所の運営や観光案内板等の維持管理、公共スペースでの無料Wi-Fi環境の提供
- 名勝のライトアップ等による幻想的空間の創出
- 訪問者の観光地へのアクセス性の向上を図るための道路渋滞対策
- 訪問者の宮島へのアクセス性の向上と景観形成を図るための宮島口地区の再整備、宮島島内の無電柱化の推進
- おもてなしトイレに代表される島内のトイレや自然公園、登山道、弥山展望台等の維持管理 など

2. 文化の多様性の理解や相互理解による観光の質の向上を図る取組

- デジタル技術による宮島の歴史・文化財の保存・活用、伝統的建造物群の保存の取組
- 歴史文化の情報を多くの訪問者に伝えるための歴史民俗資料館や大杓子の維持管理

3. 訪問者への安全・安心な医療体制の確保

- 行楽シーズン等における宮島診療所の夜間急患対応

4. 自然環境に負荷の少ない観光地域づくりへの取組

- エコツーリズムの推進やウォーターサーバー設置によるマイボトル持参の啓発など自然環境と調和の取れた観光地域づくりの推進